



募集

令和7年度スポーツ施設等の使用の受付を開始します



- ▶対象施設
- ① SWS西日本アリーナ日田(総合体育館)
  - ② 中城体育館
  - ③ 大原公園テニスコート
  - ④ 球場・グラウンド
  - ⑤ 公園緑地施設

- ▶申込先
- 日田市市民サービス公社  
(SWS西日本アリーナ日田内)
- ①~④: ☎②6750  
⑤: ☎②4081

※窓口は午前8時30分、電話は午前9時から受け付けます。  
※日田市市民サービス公社ホームページ(上記二次元コード)から各施設の予約状況が確認できます。

使用月	申込開始日	使用月	申込開始日
4月	3月3日(月)	10月	9月1日(月)
5月	4月2日(水)	11月	10月1日(水)
6月	5月1日(水)	12月	11月4日(火)
7月	6月2日(月)	令和8年1月	12月1日(月)
8月	7月1日(火)	令和8年2月	令和8年1月6日(火)
9月	8月1日(金)	令和8年3月	令和8年2月2日(月)

※上記日程は、公共施設予約システムの運用開始後に変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

☎日田市市民サービス公社☎②6750 スポーツ振興課スポーツ振興係☎②8442(市役所別館2階)

募集

令和7年度教室の受講生を募集します



【スポレク元気塾(軽スポーツ)】

- ▶とき 毎週火曜日 午前9時30分~11時30分
- ▶ところ SWS西日本アリーナ日田(総合体育館)
- ▶参加費 500円/月
- ▶講師 NPO法人日田市レクリエーション協会

【バドミントン教室】

- ▶とき 毎週木曜日 午前10時~午後1時
- ▶ところ SWS西日本アリーナ日田(総合体育館)
- ▶参加費 1,500円/月
- ▶講師 平川 修 氏

＼ 詳細は、日田市市民サービス公社にお問い合わせください ＼

☎日田市市民サービス公社☎②6750 スポーツ振興課スポーツ振興係☎②8442(市役所別館2階)

募集

アタック放課後子ども教室の受講生を募集します

子どもの安全で健やかな居場所として、放課後や休日に「中学生のための学習場所」を設け、補充学習を行います。

- ▶とき 毎月第2・4土曜日(月によって変動有り) 午後2時~4時
- ▶ところ ウェルピア
- ▶内容 英語・数学
- ▶募集数 20人(先着順)
- ▶保険料 800円/月
- ▶申込方法 アタック放課後子ども教室事務局に電話で申込み

※学力に応じて個別の対応をします。

☎アタック放課後子ども教室事務局(千原)☎080-5251-8342  
社会教育課生涯学習推進係☎②6868(アオーゼ)

お知らせ

税に関する手続き及びお知らせ

●軽自動車等の廃車や名義変更の手続

☎税務課税制窓口係☎②8397(市役所1階)

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者等に課税されます。廃車・名義変更等の手続は、早めに行ってください。軽自動車を販売・譲渡等しただけでは、廃車・名義変更とはなりません。車検証の変更手続が完了しているか、ご確認をお願いします。  
※軽自動車を4月2日以降に廃車・名義変更等の手続をしても、その年度分の軽自動車税種別割は全額納めなければなりません(月割還付等はありません)。

区分	手続場所	持参するもの
原動機付自転車(125cc以下)	税務課税制窓口係 ☎②8397(市役所1階) ※各振興局でも手続ができます。	届出者の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証又は資格確認書等)、車名・車体番号等が分かるもの ※廃車の場合は、ナンバープレートの返却が必要です。
小型特殊自動車 (トラクター、フォークリフト等)	九州運輸局 大分運輸支局 ☎050-5540-2087	※詳細は左記にお問い合わせください。
軽二輪(125ccを超え250cc以下) 二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	軽自動車検査協会 大分事務所 ☎050-3816-1759	
軽自動車(軽四輪乗用・貨物、軽三輪)		

※市外に転出する人は、転出先で車検証等の変更手続が必要です。

※口座振替の人は、廃車・名義変更をただけでは、口座振替停止になりませんので、口座振替を停止するときは、口座振替をしている銀行の窓口又は税務課に口座振替停止願の提出が必要です。

※小型特殊自動車(農耕作業用等)は、公道走行の有無にかかわらず所有者によるナンバーの取得が義務となっていますので、ナンバーの登録をお願いします。

※三輪及び四輪以上の軽自動車税種別割の税率は、初度検査年月(新車新規登録年月)等で変わります。初度検査年月が平成24年3月以前の車両は、令和7年度から経年重課税率の対象となり、税額が上がります。

●土地や家屋の縦覧・閲覧ができます

☎税務課資産税係☎②8206(市役所1階)

自己所有の土地や家屋の価格が適正であるかを縦覧帳簿で確認すること(縦覧)や、自己が所有する固定資産を確認(閲覧)し、課税台帳の写しを無料(下記期間以外は1通300円)で受け取ることができます。

- ▶期間 4月1日(火)~6月2日(月) 午前8時30分~午後5時
- ▶縦覧・閲覧場所 税務課2番窓口(市役所1階)、各振興局・振興センター

- ▶縦覧・閲覧できる人
  - ・縦覧 固定資産税の納税者(同一世帯の親族を含む)又は代理人
  - ・閲覧 固定資産税の納税義務者(同一世帯の親族を含む)又は代理人
- ※代理人は委任状が必要です。
- ▶持参物 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証又は資格確認書 等

●昨年中に相続や贈与等で不動産の所有権移転登記をした人へ

☎税務課納税係☎②8205(市役所1階)

固定資産税は毎年1月1日時点で不動産を所有している人に課税されます。昨年中に所有権の移転登記をした場合、令和7年度以降は固定資産税の納税義務者が新所有者に変更となります。

新所有者にかかる固定資産税の納付を口座振替で希望する人は、市内金融機関又は税務課に備付けの「口座振込依頼書」に記入・押印して、金融機関等へ提出してください。 ※口座振替開始までに1~2か月程度かかります。